

12月6日(日)は

朝霞市議会議員一般選挙の投票日です



投票時間は

午前7時～午後8時

問/選挙管理委員会事務局
☎463-2444

投票できる方

この選挙で投票できる方は、平成7年12月7日までに生まれた方で、平成27年8月28日までに朝霞市に転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。

ただし、公民権停止中の方は投票できません。

市内で転居された方

平成27年11月12日以降に転居届を提出された方は、前住所の投票所で投票してください。(郵送する投票所入場券に記載してある投票所です)

投票所入場券を郵送します

入場券は、世帯ごとに圧着はがきで郵送します。はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次の点にご注意ください。

- (1) はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。
- (2) はがきが湿っているときは、開封する前に十分に乾かしてから、丁寧にはがし

てください。

- (3) 投票するときは、あらかじめ入場券を切り離して、各自投票所にお持ちください。

- (4) 万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票することができます。

※入場券は平成27年11月11日現在で作成します。

※入場券は、告示日(11月29日(日))前後に発送します。宛先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願いします。

住所移動などで、届かない場合や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

開票は即日開票です

日時/12月6日(日) 午後9時～
会場/総合体育館 サブアリーナ

参観人/定員120人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

選挙人名簿の縦覧ができます

縦覧日時/11月29日(日) 午前8時30分～午後5時

縦覧場所/選挙管理委員会事務局(市役所別館4階45番窓口)

選挙公報を配布します

候補者の政見などを掲載した選挙公報を12月1日(火)以降に各家庭へ配布します。そのほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。

点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字



平成26年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
埼玉県佳作作品 朝霞市立朝霞第五小学校
田中亜実さん

公民館臨時休館のお知らせ

朝霞市議会議員一般選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	12月5日(土)	12月6日(日)
東朝霞公民館	臨時休館	通常休館
西朝霞公民館		

器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票・不在者投票をご利用ください

選挙期日（投票日当日）に、次のような理由等で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

(1) 仕事や学校などで投票所に行けないとき

- (2) 旅行やレジャーなどで投票所外に出かけるとき
- (3) 病気やケガなどで歩くことが困難なとき

期日前投票をする場合

期日前投票場所、期間および時間は、別表1のとおりです。期日前投票所において宣誓書（兼請求書）を記入していただきますが、事前に市ホームページからダウンロードにより印刷し、必要事項を記入した宣誓書をお持ちいただくこともできます。

不在者投票をする場合

- (1) 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法
- 他市町村に滞在中の場合には、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。
- ※告示日（11月29日（日））前でも請求できます。
- (2) 指定された施設（病院ま

たは老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせ

- せください。
- なお、市内の指定施設は、朝霞台中央総合病院、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞つつじの郷、グリーンビレッジ朝霞台、ハレルヤ、花水木の里、コンフォルト朝霞の11か所です。
- (3) 郵便等による不在者投票を行う方法

別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	期間	時間
朝霞市役所（別館5階502会議室） ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	11月30日（月） ～ 12月5日（日） ※土曜日も投票できます。	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所（西弁財1-9-26） ※駐車台数が少ないため、車での来場はご遠慮ください。		午前9時30分～午後7時30分 ※市役所とは時間が異なります。

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証保持者	要介護5	

別表3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

選挙に関するホームページをご利用ください

朝霞市ホームページ

パソコン

<http://www.city.asaka.lg.jp/>

モバイル

<http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/>



QRコード

規定以上の障害（別表2・3参照）のある方もしくは「要介護5」の介護保険の被保険者証をお持ちの方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

請求期限／12月2日（水）午後5時

※郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ申し、証明書の交付を受けておく必要があります。

なお、手続き等の詳細は、お問い合わせください。